

洲本市公共施設等総合管理計画



平成28年12月策定
(令和4年3月改訂)



洲本市



【 目 次 】

はじめに	1
第 1 章 計画策定の背景と目的	
1. 背景と目的	2
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画期間	7
4. 計画対象	7
5. 公共施設等総合管理のイメージ	8
第 2 章 洲本市の現状	
1. 人口推移と将来推計	10
2. 職員数の推移	12
3. 財政状況（普通会計）	13
4. 公共施設等の現状	
(1) 公共施設等の現状	16
(2) 県内各市の公共施設保有面積の状況	20
5. インフラ資産の現状	
(1) 道路・橋梁	22
(2) 農道・林道	24
(3) 港湾施設	25
(4) 漁港施設	25
(5) 海岸保全施設	26
(6) 河川	27
(7) 都市公園	28
(8) 下水道	
①プラント施設	29
②下水道	29
6. 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み	31
7. 過去の実績	
(1) 公共施設	43
(2) インフラ資産	44
8. 施設保有量の推移	45
9. 有形固定資産減価償却率の推移	45

第3章 公共施設等総合管理の方針

1. 現状や課題に関する基本認識	46
2. 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	46
3. 公共施設等総合管理の方針	47
(1) 全体方針	48
(2) 公共施設に関する個別方針	52
(3) インフラ資産に関する個別方針	57
4. 全庁的な取組体制等の構築及び情報管理・共有方策	58
5. 計画推進に関する実施方針	58
6. PDCAサイクルの推進方針	61

第4章 各公共施設等の概要と取組の方向性

I. 公共施設

1 市民文化系施設	
(1) 集会施設	62
(2) 文化施設	65
2 社会教育系施設	
(1) 図書館	67
(2) 博物館等	69
3 スポーツ・レクリエーション系施設	
(1) スポーツ施設	72
(2) レクリエーション施設	74
4 学校教育系施設	
(1) 学校	76
(2) その他教育施設	79
5 子育て支援施設	
(1) 幼保・こども園	81
(2) 幼児・児童施設	84
6 保健・福祉施設	
(1) 高齢福祉施設	86
(2) 保健施設	88
(3) その他社会福祉施設	90
7 行政系施設	
(1) 庁舎等	92
(2) 消防施設	95
(3) その他行政系施設	97

8 市営住宅	
(1) 公営住宅・特定住宅・特定公共賃貸住宅	99
(2) 定住促進住宅	102
9 公園	104
10 供給処理施設	106
11 その他	108
12 医療施設	110

II. インフラ資産

1 道路・橋梁	113
2 農道・林道	113
3 港湾施設	114
4 漁港施設	115
5 海岸保全施設	116
6 河川	117
7 都市公園	118
8 下水道	
(1) プラント施設	120
(2) 下水道	121
(用語説明)	123

はじめに

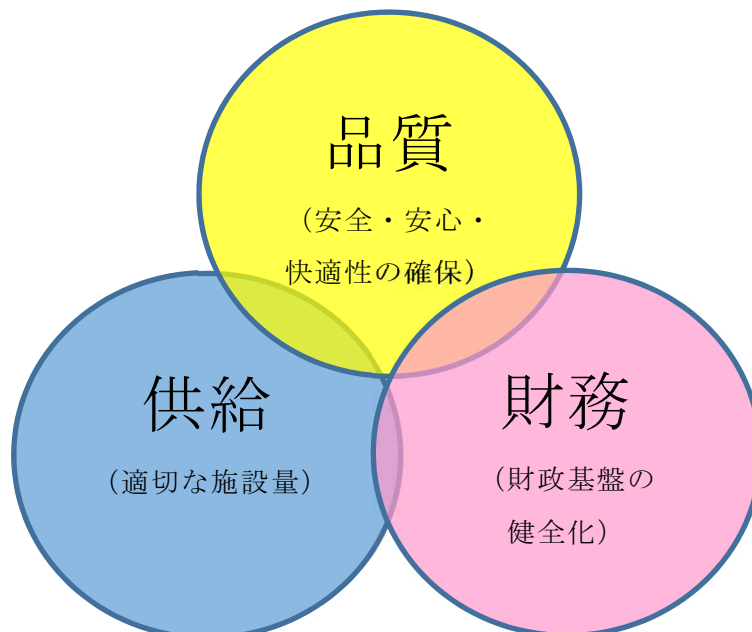
本市では、市民生活や社会経済活動を支えるために、学校、市営住宅、庁舎等の「公共施設」や、道路、橋梁等の「インフラ資産」（以下「公共施設等」という。）を多数保有している。これらの多くは高度経済成長期以降に集中的に整備されたものであり、今後、大規模改修及び建替え（更新）時期を迎える。

一方で、人口減少と少子高齢化を背景とする人口構造の急激な変化は、行政サービスの質・量のあり方に大きな影響を及ぼす。今後は、現有する公共施設等の数や規模の維持が困難になることが懸念され、「古くなった施設は建替えればよい」という従来の発想を転換していく必要がある。

国においても既存施設の長寿命化を図るという方針が示されているが、単に建替え時期を先送りするのではなく、長期的な視点をもって、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担の軽減・平準化と最適な配置を図ることが重要である。

こうした状況を踏まえ、本市における公共施設等の総合的な管理計画である本計画を平成 28（2016）年 12 月に策定し、持続可能な施設経営を推進している。また、個別の公共施設等については、本計画の内容を踏まえ、令和 3（2021）年 3 月までに各個別施設計画を策定している。

洲本市における公共施設等総合管理（マネジメント）のイメージ図



本市では 3 つの視点（安全・安心・快適性を確保した「品質」、適切な施設量となる「供給」、財政基盤の健全化に資する「財務」）から、安全・安心で快適な施設等の配置と持続可能なまちづくりを推進する。